

ID: 5433

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の制限の緩和許可		
法令名 根拠条項	建築基準法第 86 条の 2 第 2 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第86条の2（公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等）、建築基準法施行令第136条の12の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日